

検閲制度
の下に
晒らされて
あるか？



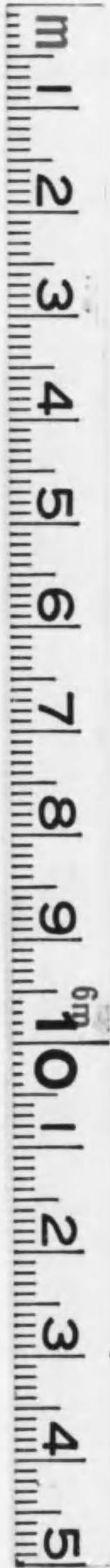
IR

特 253

637

× 複写

ある



始



編者 同盟調査委員 成期改正検閲制度

特253
637



檢閲制度改正期成同盟編

吾々如何なる檢閲制度の下に
晒らされてゐるか？

現行檢閲制度反對
週間記念出版



私はこの書の内容は、青年労働者の間に讀まれんことを希望する。日露戦争（一九〇五年）及び世界大戦（一九一四—一八年）に身を以て戦つたレーニンの帝國主義戦争に對する闘争の精神及び戦術は、今や戦争の危機に直面する諸君を奮起せしめずにはおかないであらう。諸君のこれを熟讀され、反戦運動の勇敢なる闘士として、何者をも恐れず行動されんことを希望する。
—（譯者）—

一 月十五日發賣 目次

水島梁ニ譯 定價八十錢 郵稅八錢
小石川區小日向臺町一ノ五一
マルクス書房
振替口座東京三三三九八番

一、帝國主義
資本主義の特殊段階としての帝國主義
帝國主義の歴史的地位

二、日露戦争
平和と反動

三、インタナショナルの反軍國主義的戰術
攻撃的軍國主義と社會民主主義者の反軍國主義的戰術

四、世界戦争
社會主義と戦争
社會主義インタナショナルの任務
帝國主義戦争に於ける自國政府の敗北について
大ロシア人の民族的誇りについて
國民戦争
社會愛國主義
軍備撤廢の標語について

國外よりの手紙
帝國主義と社會主義の分裂

(編二第書叢動運年育)

昭和三年一月十五日發 印刷 (定價一錢) 總發行所 東京都區內幸町一ノ五方村水島二

目次

検閲制度改正期成同盟宣言、綱領、改正要求……………	一
吾々は如何に戦はんとするか?……………	四
吾々は如何なる検閲制度の下に晒らされてゐるか?……………	一〇
一、何處に出版の自由があるか?……………	一〇
二、「上演の自由」か「禁止の自由」か?……………	二三
三、切り取られたる「上映の自由」……………	三一
四、無茶苦茶な美術品の撤回……………	三五
吾々の一般的要求……………	三九
検閲制度改正期成同盟の成立とその後の活動……………	四一

創立總會宣言

最近に於ける發賣禁止、上演禁止、上映禁止、出版法違反の名による不當なる處分、美術品の不法なる撤回等の頻發は明に、吾國の出版法、新聞紙法、興行法、興行取締り規則等が既に現在の社會狀勢に照して、極端に反動的となり、然も現政友會内閣の專制的政策並びにその適用が検閲制度の不備を利して、吾等の自由を完全に蹂躪せんとすることを示すものである。

吾等は吾等の自由擁護獲得の爲に、出版の自由、上演上映の自由を要求し、更に當該法規の改革に止まらず検閲制度そのもの、徹底的改革に向つて戦はんとするものである。

かくて吾等著作家、文藝家、劇場人、映畫關係者、美術家、雜誌社、新聞社、出版業者等は大同團結して、總ゆる壓迫と戦ひつゝ吾等の目的の貫徹に向つて努力することを茲に宣言する。

一九二七年七月十二日

検閲制度改正期成同盟

綱 領

吾等は出版、上演、上映の自由獲得の爲に左の事項の實現を期す

- 一、出版法、新聞紙法、興行法、興行取締り規則の改正
- 一、検閲機關への民間代表の参加
- 一、不當處分に對する簡易敏速なる救済方法の實現
- 一、内閣制度の復活
- 一、削除或は禁止の場合に於ける理由の公表

改正要求

一、一般的なもの

- 1 一切の検閲機關へ民間代表を参加せしむること
- 2 不當處分に對する行政訴訟の道を拓くこと
- 3 審議機關を設置すること
- 4 出版物、演劇、映畫、美術品に關して検閲法規に依らざる處分を爲さざること

二、特殊的なもの

- 1 出版物に關するもの
 - A 保證金を全廢すること
 - B 不當なる差押へ、發賣禁止に依つて起る損害は政府が之を賠償すること
 - C 出版手續を簡單にすること
 - D 暫定的に内閣制度を復活すること
 - E 出版物の任意とすること
 - F 植民地の特別法規を撤廢し、内地の法規を適用すること
- 2 演劇に關するもの
 - A 出版で許可したものは上演を許可すること
 - B 初日直前の上演禁止は絶対に爲さざること（萬一なしたる場合は其の損害を賠償すること）
 - C 脚本検閲を全国的に統一すること
 - D 期間、地域の制限を撤廢すること
- 3 映畫に關するもの
 - A 期間、地域の制限を撤廢すること
 - B 手数料を撤廢すること
 - C 製作者の希望ありたる場合は、豫め映畫脚本についての検閲も爲すこと
 - 4 美術品に關するもの
- 4 撤回の場合は理由を明示し、必ず命令狀を交附すること

吾々は如何に戦はんとするか？

人類の歴史は「自由を！自由を！」の歴史であるとも云へるだらう。然し之はその反面に於て、如何に多數人類がその自由を抑壓され續けて來たかを物語るものに外ならない。而して現在はどうだ。

封建主義時代——それは人民の意思の片鱗だも反影する事を許されない支配者の意思、領主及びその手先の獨斷的意思の勝手氣儘に振り廻された時代であつた。即ちそれは專制主義の時代であつた。その時代に於ては如何に人民の正當な要求であつてもそれが苟しくも支配者の御意に反する場合は用捨なく彈壓され、少しでも反抗の意思がほの見えると、忽ちにして身首所を異にしなければならなかつた。人民の生活、生命は辛ふじて支配者の御意に叶ふ範圍内に於てのみ息づいて居る事を許された。

然し人間の生命の力はこの暗黒を打ち破つた黎明を呼び迎へた。專制政治の打破——立憲政治の樹立。お、それは何といふ光輝ある事實であつたか。

もはや、そこには一支配者、一領主の氣儘勝手な壓制は許されない。人民は人民の

によるに非れば自己の自由を束縛せられる事はないのだ。何といふすばらしい事だ——とおどろいて喜こんだ。

だが——嗚呼何たる悲惨事ぞ。それは只古い×が新しい×に代へられただけだつた。輝いたと見えた黎明は又忽ち暗黒の雲に覆ひ閉ざされた。

尊き志士の血を以てあがなはれた明治維新。それから二十數年の間、我等の先輩は如何に自由の爲めに雄々しき戦を續けた事か。そうして終に憲法の發布、議會の開會はかち取られた。

日本臣民は法律に依るに非ずして逮捕監禁審問處罰を受くる事なし。

日本臣民は法律の範圍内に於て言論著作印行集會及結社の自由を有す。

お、自由！自由！人民は今その自由をかち取つたのだ、と雀躍して喜んだ。

嗚呼然しそれは早すぎた。人民の自由の樂園への路には嚴重なる法律の關所が用心深くも設けられてゐたのだ。そうしてその關所に於ては「安寧秩序を紊す虞なきもの」「風俗を害する虞なきもの」と認められるもののみが通行を許される。而して我々は更らに聲を大にして叫ばなければならぬ。その然るや否やを認定、判斷するものは實に××政府によつて任命されたる一行政官である！と。人民の自由に對する生殺與奪の一切の權力は人民の意思と何等關係なき彼等の手に握られてゐる。人民の意思など一切顧慮せられないのだ。

其結果は如何に現はれてゐるか。正式裁判によらざる拘留、檢束、言論集會結社に對する壓迫、不當なる干涉、出版、著作、上演、上映、美術品陳列に對する不當なる干涉壓迫する我々は此等の壓迫の下に呻吟し續けて來た。然し、その不當なる壓迫は最近益々その度を増し、殊に田中内閣に至つてはその頂點に達した。言論集會に對する極度の暴壓と相並んで頻々たる發賣禁止、上演、上映の禁止、もしくは上演上映に堪えざる程の極度の削除、美術品陳列の撤回、等々。而してそれに對する我等の救済の方法は絶對にないのである。

法律による一定の資格を持つた裁判官の判決にすら控訴上告の道は開かれてゐるに拘らず、出版、著作、上演、上映、美術品陳列の自由に對する致命的なる制限に對しては、我々は何等その不當を争ひ得べき道を與へられて居ない。全くの切捨御免だ。我々が立憲政治を封建專制政治よりも善きものとして肯き得る根本は、專制政治に於ては、支配者が氣儘勝手な處分を爲し、人民は之に對して一言半句の抗議をも爲し能はず、人民は全く支配者の御意の範圍内に漸くにして息づき得るに反して、立憲政治に於ては人民の自由に對する制限は總て人民自らの意思に依らねばならず、官吏の不當處分に對しては人民はどこまでも之と争ふ權利ある事を約束してゐる點に存する。然るに、今、我々が現實に生活せるわが國の制度、殊に田中内閣の政策の下に、何處に封建專制政治と選ぶ所があるか。それは全く立憲政治の名を冠せたる××政治、立

憲政治の假面をかぶる更に惡辣なる更に意識的なる絶對××政治ではないか。

我等は如何に政治的無自由慣らされて來たとは雖も、もはや此れ以上は堪え忍ぶ事は出來ない。我々は立憲政治が我々に約束したる我々の自由をかち取らねばならぬ。

我々は、然し、過去に於ても、この目的の爲めに全然無關心であつたわけではなかつた。我々のある者は或は當局との交渉、もしくは陳情、代議士の好意を通じての運動等により極力我等の要求の貫徹の爲め百方奔走したのであつたが、それは全然失敗に歸した。わづかに内閣制度の膝下に身を屈して經濟上の損害を免れ得た事は或は一、二數へ得るかも知れないが、我等の不安の去る事は無かつた。然かも今はその内閣制度まで廢止せられた。我々はこの内閣制度そのものの復活をひたすらに希ふものではない。否我々は内閣制度の如き糊塗的な屈辱的な制度の不必要な、完全なる檢閲制度の確立を要求するものである。

此の要求の貫徹に對して我々は熾烈なる情熱をもつ。否ありとあらゆる著作家、文藝家、劇場人、映畫關係者、美術家、雜誌社、新聞社、出版業者等、更らにはその讀者、觀客の總ては同じ情熱をもつ。

我々は此の同じ情熱より燃え上る力を打つて一丸となして強大な力としなければならぬ。

さうだ！我々の間にかつて行はれた検閲制度改正要求の運動の失敗は、此の重大な事を忘れて居た事に原因する。

我々は、この大同團結した力を以て先づ全民衆の奮起を促さねばならぬ。

さうだ！我々の間にかつて行はれた運動はこの重大な事を忘れてゐた。

我々は奮起せしめ得た全民衆の力を以て、××的政府、議會へブツツからなくてはならない。

さうだ！我々の間にかつて行はれた運動はこの重大な事を忘れてゐた。

利害を同じうする者の大同團結——全民衆の奮起——××的政府へ——

我々は今や皆之を悟つた。

時にあだかも、労働農民黨は此の運動の提唱をした。我々は凡てこの聲に應じて立つた。而し我々は既に我々の組織の基礎を一應確立し得た。

我々は現在の検閲制度によつて最も手ひどい壓迫を受けてゐるものが、所謂無産階級的出版物である事を知つてゐる。従つて之れが改正の要求も労働者、農民の中に最も熾烈なるものがある事を知つてゐる。我々は此の組織ある、熾烈なる力を度外視する事は出来ない。否むしろ、それらの力を主體としなければならぬのではあるまいか。

此の意味よりして我々は所謂、各無産團體の來り役じて力を一にせん事を望むこと切であつた。然し日本労働新聞も、社會民衆新聞も傍觀的態度を持ち、特に雑誌「社會

思想」の如き「當局の出版物取締の不當糾弾の運動が進められるといふ。屢々發賣禁止の經驗を有する本誌としても、趣旨には異存がない。然しだ。階級も立場も違ふ、プロ雑誌もブル雑誌も、一切が共同戦線を張るといふ様な事を考へ出すことは夢想に過ぎない」といつて、むしろ我々の運動を白眼視してゐるのは實に遺憾の極である。なる程我々の間には所謂プロも居るだらう。ブルも居るだらう。然し、我等の運動の目的、例へば我等の中心的要求たる、「検閲機關への民間代表の参加」に賛成であり、その爲めに一擧の力を添へる事を惜まない者は、各自がその持つ力を我々の大同團結の下に充分に發揮して、我々の同一目標に向つて戦ふ事に何の矛盾があるだらう。我々はおかしく見地と確信から出来るだけ廣く多くの者が集まつたのであるし、又更らに集めやうとしてゐるのである。

我々はかゝして我々の共同の目的の爲めにあくまでも闘争を續けて行くであらう。

吾々は如何なる検閲制度の下に
晒されてゐるか？

一 何處に出版の自由があるか？

一、はし がき

現在我々は「出版の自由」「読むこと」の自由を極度に×はれてゐる。即ち、政府當局の許可なくしては、書物や新聞を印刷したり、外國から取寄せて讀んだりすることすら出来ないのだ。月二回發行位の新聞でさへ莫大な保證金がなくては發行することが出来ない。たとへ保證金はどうか調へたとしても、今度はその掲載事項が嚴重に制限されてゐて、それに少しでもふれると嚴罰を喰ふ。そればかりではない。かれらだけの勝手氣儘な『認定』でどしどし發賣禁止にされ、出版物は取上げられてしまふ。しかも一度、取上げたものは、再び民衆の手に歸るやうなことは一度だつてあつたことはない。良い加減な時がくると、焼きすててしまふのだ。更にその上に極めて繁雜な手續規定が、網の目のやうにはり廻はされてゐて、たまにたま僅の不注意から、手續でも誤らうものなら、それこそ、容赦もなく、罰金を喰は

せる。これが今日の多數民衆の出版物、新聞紙に對する、官吏の取締態度である。

これに反して、大資本家大地主達の言論出版の自由はどうだ。かれらの輿論を製造し、偽造するためには、あらゆる富と機會は用意され、出版の設備は利用されてゐるではないか。小數大資本家大地主達の出版の自由はこんな風にして保護せられてゐるのに反して、大多數の民衆の出版の自由は、もうこれ以上到底耐へることの出来ない限度にまで、押しつぶされようとしてゐる。

見よ、最近に於ける、×××××政府の新聞、雜誌、圖書に對する暴壓振り。

彼等は少しでも民衆を激昂せしむるが如き記事に對しては逸早く記事差止めを命じて了ひ不當處分に就いては、「改造」九月號に發表された中里介山氏の「夢殿」が削除され、「文藝戦線」の臨時増刊號が發賣禁止となつてゐる、もしそれ、無産階級の新聞、圖書に對してなされた暴壓を見るならば枚擧の暇がないであらう、「無産者新聞」「労働農民新聞」「インタナショナル」は幾度發禁となつたことであらう。

然らばかゝる不當なる處分を敢てなさしむる、出版法、新聞紙法は如何なる内容を持つてゐるのであらうか？

二、「出版物」とは何か？

一體どんな文書が出版物として、出版法、新聞紙法の適用をうけ、取締りをうけなくてはならないか？

(イ) 出版法の適用を受けるもの、
 發賣シ、マタハ頒布スル目的デ、機械、舎密ソノ他何等ノ方法ヲ以ツテスルヲ問ハズ印刷シタ文書、圖書ヲイフ。(出版法第一條)

A、「その方法の如何なるものたるを問はない」といふのだから、コンニャク版、謄寫版、タイプライター等による文書でもこの法律の適用をうけなくてはならないのだ

B、發賣頒布すること

發賣とは不特定の多數の人に對して賣却すること、頒布とは多數の人に出版物を分つことをいふ。多數の人にさへ分ちさへすれば、それが「不特定の多數の人に頒つこと、會員たる特定の人々にわかつとを問はない」といふのが、かれらの解釋だから、すべて出版法の取締りを受けなくてはならない。

文藝團體のプリントや、協議會のプリント等々までも、自由な、出版配布は許されないのである。

C、「翻譯物も出版物となるのであるから、すべて出版法の適用を受け、翻譯者も著作と同様の責任を負はなければならない。(出版法第十四條)

次に出版法第一條に關する判例を擧げよう

(一) 筆墨又ハ之ニ類似スル物ヲモツテスル文書圖書ノ手寫ハ之ヲ印刷ナリト解スベキデハナイ。(大正八年十月、大、判決)

(二) 出版法第一條ニイフ頒布トハ、不定多數ニ對シテ、出版物ヲ配付スル行爲ヲ云フ。(大正二年九月、全)

(二) の判例は現在の政府の解釋より、ヨリ自由の解釋をしてゐるのだ。

(ロ) 新聞紙法の適用を受けるもの

1、一定の題號を用ひ、時期を定めて發行する著作物

2、一定の題號を用ひて、六個月以内の期間に於て時期を定めずして發行する著作物。

3、一定の時期以外に本著作物と同一の題號を使つて、臨時に發行する著作物、たとへば雑誌の臨時増刊、新聞紙の號外(新聞紙法第一條)

新聞紙法の著作物に關する判例

(一) 新聞紙法ニ謂著作物トハ獨リ著作者ノ思案考量ニヨツテ案出セル著述ノミ指シセラレシモノニ非ズシテ、時事ソノ他ニ關スル報導ヲモ包含スルモノトス(明治四十四年二月)

A 新聞、雜誌發行の自由と保證金制度

新聞、雜誌の發行について時事問題を掲載する場合は、莫大な保證金を納めなくてはならない。もしこの保證金を納めないで、新聞紙雜誌に時事問題を掲げると、地方長官からその發行を差止められるし(第二十二條)發行人は、百圓以下の罰金又は科料

に處せられる。(第三十一條)

この規定のあるために一般民衆殊に無産階級は言論機關たる新聞雑誌の利用を極度に妨げられてゐるのだといふのはこの時事に關する事項といふのは次のやうに廣義に解されてゐるから

「現時に於ける社會の事件に關する事項を汎稱し」その一般公知の事實たるを、將又

未知の新事實によることを區別しない。(大正十二年一月判例)

現今のやうに曲りなりにせよ普通選舉も施行されて、民衆が政治的舞臺に上つて來るに従つて、その言論の一つだつて時事に關しないものはない。だから、すべての民衆的殊に無産階級的雑誌、新聞は先づその生存の自由を脅かされてゐるのだ

保證金の額は――

- 1、東京市、大阪市、およびその市外三里以内の地では二千圓。
- 2、人口七萬以上の市及びその市外一里以内の地では千圓。
- 3、その他の地方では五百圓。

但、一ヶ月三回まで發行するものはその半額。

以上見る如く謂ふ所の「出版の自由」とは、金のない、民衆の言論を、時事に關するものから切離すために、新聞、雑誌の發行を、保證金といふ攻め道具で、封じ込めてしまふことだ。

B、保證金の沒收、

さて一旦保證金を納めて、發行をした場合でも次の様うな規定があつて、その保證金を忽ち取上げられてしまふことが少くない。

發行人、又は編輯人が罰金又は刑事訴訟費用の言渡確定の日から、拾日以内にこれを完納しない時は、保證金の全部又は一部を之に充つることが出来る。(第十五條)

もしこの取り上げられた保證金を七日以内に填補しないと新聞、雑誌の發行を差止められる。(第十六條、第二十二條) この差止めの命令に違反して發行を續けると「發行人」が三百圓以下の罰金に處せられる。(第三十四條)

三、掲載禁止事項

われわれの出版の自由が如何に制限され、蹂躪されてゐるかは、次の掲載禁止事項に關する條文を見ると更に明である

(イ) 犯罪を煽動曲庇し、刑事被告人を賞恤若は救護するやうなことを書くことは禁せられてゐる。(出版法第十六條、新聞紙法第二十一條)

これに違反すると、普通出版物の場合は――「著作者、發行者」が「十日以上、一年以下の禁錮、又は十圓以上百圓以下の罰金」に處せられる。(出版法第二十八條)新聞紙雑誌の場合は――「編輯人」が「三ヶ月以下の禁錮又は三百圓以下の罰金」に處せられる。(新聞紙法三十七條)

煽動とは——不特定人に對して感情的に犯罪を犯す意思を起させること。
犯罪の曲庇とは——犯罪のあつたのち、掲載記事で犯罪行為を庇護すること。

賞恤とは——犯罪人を賞揚し、又は憐恤すること。

以上は普通行はれてゐる解釋だが、もう少し、ハッキリさせるために之に關する判例をあげて見よう。

(一) 賞恤の意義——物質的に成物だけを貸與することだけをいふのでなくて、精神的に賞揚憐恤の意を表するものもこれに該當する。(大正九年二月)

(二) 庇護の意義——事實たると、法律上の意見たることを問はず、文章をもつて犯罪人若は、刑事被告人を庇護する行為をいふ。

(三) その掲載の目的如何は問はない——中略——たとへ、刑事被告人に同情し、假定のものとして、これを掲げ、當局の注意と警戒を希望するの目的で書いても違反だ。(大正八年二月)

これ等の法例が明に示してゐるやうに、全くこの規定は廣義に解せられ、その適用の範圍は非常に廣くなつてゐるから、刑事事件の曝露は餘ほどの注意を必要とする。われわれは不法な監禁又は檢束を敢てした官吏に對して新聞や雑誌の上でその非を鳴らすことが出来ないといふのだ。

(ロ) 内務大臣は、出版物の記載事項が、安寧秩序を紊し、風俗を害するものと認めるときは、その發賣頒布を禁止し、これを差押へることが出来る。普通出版ならばそ

の刻版及印本を差押へることが出来る。(出版法第十八條、新聞紙法第二十三條)

もし、この禁止、若は差止めの命令に違反すると普通出版物の場合には——「著作者、發行者」が「十一日以上、一年以下の禁錮、又は十圓以上、百圓以下の罰金」に處せられる(出版法第二十八條の二項)

新聞紙、雑誌の場合には——「編輯人、發行人」が「六ヶ月以下の禁錮、又は三百圓以下の罰金」に處せられる。(新聞紙法第四十一條)

如何なるものが安寧秩序を紊し、若くは風俗を害すかは、全く内務大臣の自由な、獨斷的な裁量できめるのである。したがつて、發賣、頒布を禁止するか、どうかも、かれの勝手氣儘な認定に左右されてしまふ。

そればかりではない。一旦差押へて、取上げてしまふと、二度とそれが、われわれの手に返つて来るやうなことはない。

では一體法律が、そんな亂暴なことを規定してゐるだらうか?否、明日に法律は、われわれの手にそれを返すことを豫期し、またそれを正當と見とめてゐるではないか。

第二十六條によれば「本法によつて、差押へた新聞紙(雑誌も含んで)で、二年以上、その差押を解除しないときは差押を執行した行政官廳でこれを處分することが出来る」こととなる。

この條文は二年間差押へを解除しないならばそれを自由に處分し得るのであるが、

通常の場合、二年間までに、その差押物をわれわれに返すべきものであるといふことを意味してゐるのである。然るに現状の如く何時いかなる場合にも、返さないといふのは、かれら自身で法律を無視し、ふみ付けてまでも、民衆の「出版の自由」と共にその「神聖なる」所有権をも××してゐるのだ。

しかもこうした差押、發賣禁止に伴つて、われわれが蒙るところの、莫大な損害に對しては何等の救済方法も規定せられてゐないのである。

ハ) 軍事外交に關する事項は、陸軍大臣、海軍大臣、外務大臣が命令をもつて、掲載を禁止し、制限することが出来る。(新聞紙法十八條) 普通出版物の場合、機密に屬する時は許可を要する(出版法第十八條)

現在に於ける軍事と外交との機密は、×××政府の手に固く握られ、それが大衆の前に曝露せられることを最も恐れてゐる。そこで、命令をもつて、嚴重に制限し、禁止してしまふといふのが、この規定の狙ひどころである。もし勇敢なる新聞紙が、これを曝露することあらんか、「發行人」「編輯人」は忽ち「二年以下の禁錮、又は三百圓以下の罰金」に處せられる。(新聞紙法第四十條) 普通出版物の場合、許可なくして掲載すると、「著作者」「發行者」が「十一日以上、一年以下の禁錮又は十圓以上、二百圓以下の罰金」に處せられる。

(ニ) 政體を變改し、朝憲を紊亂せんとする事項を書くと、「發行人」「編輯人」(普通

出版物の場合「著作者」「印刷人」一切が、新聞紙、雜誌の場合、「二年以下の禁錮、それに附加して」「三百圓以下の罰金」普通出版物の場合、「二ヶ月以上、二年以下の禁錮、それに附加して」「二十圓以上、二百圓以下の罰金」に處せられる。なほ新聞紙法によれば皇室の尊嚴を冒瀆した場合も同様に罰せられる。出版法にこの規定のないのは、普通刑法が適用されるからである。

では一體どんな事項を政體の變改といひ、朝憲紊亂といふかは、漠然とした文字の使ひ方からは到底知ることが出来ない——まづ判例からこの事を知らう。

(一) 皇室の尊嚴を冒瀆する事項——事實そのものは、歴史上の事蹟で、史傳に編述したものを借りて、これを新聞紙に記載したに過ぎなくても、妄りに淫靡卑猥の言辭を使ふといけない。(大正四年二月)

日本書記、又は古事記に掲載してあることでも、不敬の文字があればいけない。(明治四十四年)

(二) 朝憲紊亂の事項——朝鮮を獨立せしめんとするは帝國領土の一部に對する、帝國主權の實力を排除せんとするものだから、その行爲は朝憲紊亂に該當する。(大正九年十二月朝鮮高等法院判決)

もちろん、以上の事に關しては學術的研究の結果でも、新聞紙、雜誌に掲げるところの罰則にふれるといふ判例もある。のみならず政治上の根本的形態を變革しようとして

するやうな事を書くといけないといふのだから、現在の、國家機構の組織を多少でも急激な手段で變改しようとする事を書く、それだけでも「二年以下の禁錮」に處せられて了ふのである。

四、新聞紙の發行禁止

第二の、(ロ)、(ハ)、(ニ)の場合に、その掲載禁止に違反して處罰せられると、裁判所はその發行を禁止することが出来る。だから同一の新聞を繼續して發行することが出来ない。これもまた、裁判所が自由裁量できめるのだ。體刑や罰金を喰はせて、その上の發行禁止に至つては、どこまでも民衆の言論出版の自由を××せんとしてゐる彼等の執拗な意圖がありあり見えるではないか。

五、外國の文書、及び印刷所

印刷所は本法を施行する帝國領土外に設けることが出来ない。(新聞紙法第三條)だから、たとへば上海、朝鮮、臺灣等へ印刷所をおくと「三百圓以下の罰金」に處せられる。そればかりでなく、内務大臣は、本法を施行しない帝國領土で發行した、新聞雜誌で、その掲載事項が、安寧秩序を紊すとみとめるならば發賣頒布を禁止し、必要な場合には、それを差押へることが出来る。(出版法第二十條、新聞紙法第二十四條)そして、彼の氣に入らない外國の新聞、雜誌の全く這入らせないやうにするために、内務大臣は、一年以内に、二回以上、發賣禁止差押をなしたものは、輸入、又は移入

を禁止することの出来る權能を與へられてゐるのだ。(新聞紙法第二十四條二項)如何に吾が支配階級が民衆を××の状態に止めておくために、用意周到なるかは之によつても充分に解るところである。

六、出版手續の繁雜とその罰則

われわれの「出版の自由」は、網の目のやうに張りまはされた手續規定のためにも全く奪はれてゐる。

普通出版物については——發行の日から到達すべき日數を除いて、三日前に製本二部を添へて、出版届をしないと、「五圓以上、五十圓以下の罰金」に、

營業者でない者が發行すると「十一日以上三月以下の禁錮、又は五圓以上、五十圓以下の罰金」に、

印刷者が自分の氏名、住所、印刷の年月日を書かないと、「二圓以上、三十圓以下の罰金」に處せられる。(出版法第二十二條、第二十三條)

新聞、雜誌については——

(1) 題號、掲載事項の種類、時事に關する事項の有無について變更したときは、變更の日から「十日前」に (2) 發行の時期、發行所、印刷を變更したときは、「七日以内」に、發行人が内務大臣に届出ないと「發行人」は「百圓以下」の罰金に處せられる。

(2) 新聞紙は發行と同時に、内務省に二部、管轄地方官廳、地方裁判所檢事局及區

裁判所検事局に、各一部を納めなくてはならない。これに反すると、「百圓以下の罰金」に處せられる。(新聞紙法第三十條)

(3) 發行人、編輯人が死亡したときは、後任の發行人、若くは編輯人を定めないうで發行人又は編輯人が一ヶ月以上、外國に旅行するときは、假發行人、假編輯人をおかなくてはならない。これに反すると、實際發行をしたものは、「百圓以下の罰金」に處せられる。

(4) 新聞紙に發行人、編輯人、印刷人の氏名を書かないと、發行人及編輯人は「百圓以下の罰金」に處せられる。(新聞紙法第三十三條)

こんな、到底耐へられないやうな嚴重な取締規定は、吾々民衆の言論出版××の役割をするの外何ものでもない。

七、吾々の要求

以上述べたやうな苛酷不當な出版物の検閲制度に對して、我々は次の如き要求を掲げて徹底的に抗爭しなければならぬ。

- 一、検閲機關への半数以上の民間代表の參加
- 二、保證金を全廢すること
- 三、不當なる差押並に發賣禁止によつて起る損害は、政府がこれを賠償すること
- 四、出版の手續を簡單にすること

五、暫定的に内閲制度を復活せしむること

この要求は、(一)の民間代表を參加せしめ得たる検閲機關の設置に至る過渡的なもので、内閲制度は勿論不備不當なものではあるが夥しい損害を聊かでも軽減せしむる爲めの暫定的要求に過ぎないのである。

六、出版所の所在を任意ならしむること

七、殖民地の出版物に關する特別法規を撤廢して内地の法規を適用すること。

二『上演の自由』か『禁止の自由』か？

A 現在に於ける演劇の自由

一、
一定の法規に基づかない美術検閲の如く無軌道的検閲はとに角として、いやしくも検閲制度と名のつくものうちでは、現在行はれつつある演劇検閲ほど無茶苦茶な制度はないのである。

この世界では脚本及び演劇者の一切を含めて所謂『興行』として取締るのであつて其取締は各地方の府縣令(東京は警視廳令)で各々勝手にきめてある。もとより強力な中央集權によつて貫かれてゐる地方行政であるから、知事の作つた縣令なるものは常

に中央の命令の自由に滲透出来るやうに融通性を持つてゐるものである。だからこそ演劇は甲縣に許されたものが乙縣に不許可となつたり、骨抜きになるまで削除されたりする外、たとへば最近プロレタリア劇場が北海道や青森で遭遇したやうに、中央からの指揮のもとに何等の理由をも示すことなく不当に禁止したり、又前衛座の大阪に於けるが如く突如として演劇者を検束留置したりするのである。

又その禁止も数日前の豫告を以てするなら兎も角、いきなり初日直前乃至開幕と同時にやられるので、當局の眞意は禁止又は大削除した劇の演出のみを差しとめるに存せずして、その日の催を不可能ならしめる爲めの取締りしか解釋出来ない場合が少くなかつたのである。しかもその取締りたるや中央も地方も一樣に××政府の忠實なる××たる低級な教養と卑俗な趣味しか有たない警察官吏の手によつて行はれてゐるのだ。これで一體我々にはどこに演劇の自由があるといふのだ。

二、

最近に於ける演劇が如何に不當な検閲制度のために悩みつゞけてゐるか。左に若干の劇團が経験した受難史を擧げやう。

「築地小劇場」に於ては、創立以來三年間に、ハアゼンクレエフェルの『決定』、トルラアの『ヒンケマン』、藤森成吉氏の『犠牲』、等の上演は禁止され、カイゼルの『瓦斯』、ロオランの『愛と死との戯れ』、北村小松氏の『猿から貰つた柿の種』等は原作

の跡を止めざる體の削除、改作又は改題を命ぜられ、オニールの『毛猿』やマルチネの『夜』は期日及場所限定の條件のもとに辛ふじて上演を許可された。三年間の上演戯曲九十篇中何等の「支障なし」と認定されたものは十指を屈するに足りない。しかもその検閲振りは年一年と嚴重苛酷の度を増してゐるのだ。

「プロレタリア劇場」では八月上旬北海道の巡回公演を計劃し先づ函館に開演せんとしたが初日當日突如として道長官から、ルメルテンの『炭坑夫』、久板榮二郎氏の『あゝらでり』、シンクレアの『二階の男』、人形劇『いぬにされたカスベル』、ウイットフオーゲル『逃亡者』の五篇全部の上演不許可を通告されたので直ちに抗議して再検閲を要求したが許されなかつた。これは何等脚本に眼を通すとなくひとへに中央政府の命令を遵奉してやつたことが明かになつたので當時朝野の物議を醸した事實である。ついで青森に於てもチェホフの『結婚申込』外四篇は不認可で、削除された三篇を以て開演したが人形劇二幕目開演中、中止され抗議した佐野碩、佐藤武夫兩氏外二名は検束された。九月末築地に於ける『勞農黨の夕』に於ても初日直前、『炭坑夫』、ウイットフオーゲルの『母』を禁止され人形劇と久板榮二郎氏の『命令一下』は原作の倂なきまでにカットされて僅かに上演を許されたのである。

「前衛座」はさきにルナチャルスキーの『ドンキホーテ』を大削除され、金融恐慌の爲めシンクレアの『プリンスハーゲン』は上演延期を強制されたが、六月中旬新潟木崎

村に於て佐々木孝丸氏の『地獄の審判』の開演中突如中止を命せられ、更に、十月に至つて大阪で、シンクレアの『二階の男』外一篇は不許可で、カットされた村山知義氏の『進水式』開演中中止され佐々木孝丸氏外二名は検束の上不當拘留の××を加へられた。

以上が實に我々の有する「演劇の自由」なのだ!!

B 取締規則の實狀

既に述べたやうに演劇取締は各府縣令に基いて地方々々で異なるのであるが、その中で最も典型的な制度として中央に於ける取締規則を擧げて見よう。

東京に於ける取締規則

東京に於ける演劇の公演は、所謂『興行』として警視廳令第二十五號第七十九號(十年)の『興行物及興行取締規則』の適用を受けるのだ。今特に脚本並に演劇者に付ての取締を中心として演劇××の正體を究めよう。

一、一般的××の武器

右の取締規則の冒頭に於て「總則」として一般取締方針が擧げてある。その第三條公安風俗又ハ衛生上必要ト認ムルトキハ興行物又ハ興行ニ關シ、取締上必要ナル事項ヲ命ズルコトアルベシ

公安風俗又は衛生上「必要」と認める標準は一體どこにあるのか? 何も擧げてない。すべては實際取締の警察官吏の自由な認定に一任されてるのだ。

しかも一旦必要と認めたとときどんな方法で取締るか? これも一切不明だ。とに角、取締上必要な事項を命じて來るのだ。狂人にピストルを持たせたやうなものである。これが『興行物又は興行』に關し全般的に適用さるべき官憲××の武器である。これだけでも警察官萬能の折紙がつけられてゐるのだ。

二、脚本の取締

脚本を上演せんとするときは警視廳の許可、所謂検閲を受けねばならぬ(第六十六條一項)。受けずにやつたり、不許可のものをやつたりすると、拘留か料金を喰ふ(第九十條)

イ 検閲の標準は何か

ところが警視廳の許可なるものは、次のやうな標準があつて、これに該當すると認められれば初つから許されない(六十七條)

- 一、勸善懲惡ノ趣旨ニ背戻スルノ虞アリト認ムルトキ
- 二、嫌惡、卑猥又ハ慘酷ニ涉ルノ虞アリト認ムルトキ
- 三、犯罪ノ手段方法ヲ誘致助成スルノ虞アリト認ムルトキ
- 四、濫リニ時事ヲ諷シ、又ハ政談ニ紛シキモノト認ムルトキ

五、國交親善ヲ阻害スルノ虞アリト認ムルトキ
六、教育上惡影響ヲ及ホス虞アリト認ムルトキ
七、前各號ノ外公安ヲ害シ、又ハ風俗ヲ紊ス虞アリト認ムルトキ

以上六ヶ條に漏れたものでも、すべてこの第七にひつかけていつでも不許可になし得るからくりではないか！とところが、からくりはこれだけに止らない。

右の難關さへパスすれば天下御免の公開が大威張で出来ると思ふと大きな間違である。

第七十五條に曰く

公安風俗又ハ衛生ノ取締上必要アリト認メルトキハ第六十六條一項ノ許可ヲ取消ス
コトアルベシ。

その取消しを聴かずに公演をつゞければ、忽ち拘留、料料のひどい目を見るのである。

三、演劇者の取締

警視廳令では、これを技藝者と呼んでゐる。
(第七十六條)本令ニ於テ技藝者ト稱スルハ演劇興行又ハ觀物興行ニ出演シテ技藝ヲ爲スヲ業トスル者ヲ謂フ
業トセザル者ト雖モ、興行ニ出演シテ技藝ヲ爲ストキハ第七十九條ノ規定ヲ準用

ス

その七十九條によつて演劇者は嚴重な拘束を受けてゐるのだ。七十九條に曰く

二、公安ヲ害シ、風俗ヲ亂ス虞アル言辭所作扮裝其他ノ行爲ヲ爲サザルコト

五、前各號(一—四)ノ外、所轄警察署ノ命ジタル事項
前項ノ規定ニ違反シタルトキハ、臨檢警察官吏ニ於テ、其出演ノ禁止、又ハ停止ヲ命ズルコトアルベシ

この命令に違反すると、第九十條二項によつて拘留又は料料に處す、だ。

右によれば、たとへ警視廳から公演の許可があつても、その管内の警察署の×××
巡查たる「臨檢警察官吏」が、「公安を害したり、風俗を亂したりする言辭や所作や扮
裝やその他の行爲をしたもの」と考へたら、即座に出演の禁止又は停止を喰はす事が
出来るのである。こんな無茶苦茶な規則が、しかも東京の真中で常に行はれてゐるの
だ。ましてや地方に於ては、どんな出鱈目な府縣令によつて、どんな亂暴な取締が行
はれてゐるか！先般のプロレタリア劇場の北海道、青森に於ける、前衛座の大阪、京
都に於ける實例が雄辯に物語つてゐるではないか。

C 我等の要求

第一、脚本檢閲を全國的に統一すること。従來の如く檢閲を各府縣令の自由制定に

一任する制度を先づ撤廢せねばならぬ。何故かなれば、政府は地方事情の異なるに従つて檢閲方法も異なるといふ理由のもとに、各地方をして便宜地方官廳の名を以て中央專制政府の指令通りに民衆の自由を抑壓してゐるからだ。我等は先づ脚本檢閲を全國的に統一する組織の確立を要求する。

第二、その統一された機關に、民衆によつて推薦された我等の民間代表を半数以上参加せしめること。

第三、期間、地域の制限を撤廢すること。

前に述べたマルチネの『夜』を築地小劇場に限り、しかも十日間に限つて許すとか金融恐慌の故に『ブリンヌ・ハーゲン』の上演を一定期間許さなかつたりするやうな奇怪な制限は一切これを撤廢することを要求する。

第四、出版で許可したものは上演も許可すること。

一度出版を許された戯曲が、上演を許されないといふ事程不合理なことではない。だが各劇團で禁止されたものは殆ど全部既に出版され市場に出てゐるもの許りである。本來戯曲は上演を目的として書かれるものである以上、この自由を剝奪されてゐる事は最も堪へがたいところである。

第五、初日直前の上演禁止は絶対になさざること。萬一爲したる場合は其の損害を補償せしめること。

第一、第二の我々の基本的要求に基く機關によつて脚本提出後の檢閲期間も一定さるべきであるが、當面常に行はれる初日直前の上演禁止は至急絶対に止められなければならぬ。

以上に擧げた要求を戦ひとらぬ限り、民衆の、劇による藝術的教養の昂揚は斷じて期し得られないのだ。同時に又今や勃興せんとする演劇運動の生命はそのまゝ涸死する外ないのだ。

演劇關係者たると觀賞者たるとを問はず全民衆は擧つたかゝる不當なる檢閲制度の改正運動に参加せよ。それこそ又まさに廣汎に亘る政治的自由獲得の爲めの第一歩をかちとる所以なのだ。

三 切りとられたる『上映の自由』

映畫がそれ自身、立派な藝術である事は云ふまでもない。それ故にこそフィルムが當局の無茶な檢閲によつて切り取られることが——たとへその爲めに前後の脈絡を失つて滅茶々々になるやうな事はないとしても——常に多くの眞面目な製作者と鑑賞家とに失望と不満とを與へて來た所以である。一體あのやうな映畫に理解ないカット

は、どうして行はれるのか。どんな規則を楯に、どんな役人がフィルムを切り取つてゐるのか。

A、フィルム検閲の現行制度

一、どんな法律によるか

フィルムは主として大正十四年五月廿六日公布の内務省令第十號の法規に基いて検閲されるのであるが、省令は憲法の「法律に依るに非れば云々」の法律ではなく、治安警察法その他一般刑法の適用をも受けてゐるのである。

二、誰が検閲するか

右の省令第二條によれば、検閲機關は本來は内務大臣であるが、映畫の性質が時事問題や實寫等を要するもので内務大臣の検閲を受ける暇がない場合には地方長官（知事）であり、更に地方長官から委任を受けた場合には警察（分）署長がやることになつてゐる。しかし乍ら、實際の検閲に於ては所謂フィルム検閲係りの下端役人が一切の検閲をやるのである。低級卑俗な教養しか持たない彼等が××政治の忠實な××として民衆の眞實の感激に訴へる表現を如何に多くカットすべきかの意圖のもとにフィルムに對するのであるから、その結果は藝術作品の徹底的毀損以外にありやうがないのである。その検閲の標準は次の通りである。

三、制限の範圍

(A) 内容、「公安、風俗、保健上障害なきこと」(第三條)といふのが實に標準なのである。どんな場面が公安に差し障るのか。どんな姿體が風俗を害するのか。

これに關しては可成り精密なる内規がある。内規の如何なるものたるかは吾々の知り得ない所であるが、例へば、有夫の婦人は他人に對して好意すら示すことを許さないとか、一定の意志を持つ群衆を取扱ひのことが禁せられてゐるとかによつて、その正體を覗ふことが出来る。

その内規を武器として下つ端役人が検閲するのである。低級卑俗なお役人の趣味や人生觀が遺憾なく活躍するのは實にこの時である。しかも、この難關をパスして社會に生れて來たフィルムも、一旦許されたものでも何時なりとも禁止制限することを得るといふ第六條の趣旨により時と場合によつては關から關へ葬らなければならぬ運命にあるのだ。

(B) 期間及地域

原則としては、内務大臣検閲の場合は三年の期間、全國に涉つて有効であり(第四條)、地方長官検閲の場合は三ヶ月間、當該府縣内に於てのみ效力がある(第五條)。しかし……

特例が控へてゐる。曰く、検閲官廳が「必要ありと認むる場合には」期間及地域に付いて自由に制限を加ふること得(第五條)

四、手数料

フィルム検閲の手数は原則として三メートル五錢である。だから五千尺位のフィルムは検閲料だけで二十五圓位を要する。強制的に検閲の爲めの提出を命じながら更にこうした手数料を要求するは明に不當である。しかもこの規定には、『検閲官廳に於て公益上必要と認むる時は免除』するといふ例外が用意されてゐるのであるが、これは文部推薦映畫とか、陸海軍宣傳フィルム等現在の政府支配階級にとつて利益になるもののみが與かり得る特典であることに注意すべきである。

五、誰が處罰されるか

被處罰者は、従業員等の違反の場合でも常に映畫名義人であり、法人の場合には法人代表者も罰せられる。

B 我等の要求

『一切の検閲機關への民間代表の參加』以下四ヶ條の一般的要求が、映畫検閲の場合にも先づ第一に要求さるべきは言を俟たない。

映畫検閲のみに關する特殊的要求として我等は次の如きものを擧げねばならぬ。

- 一、期間、地域の制限を撤廢すること
- 二、手数料を撤廢すること

三、映畫脚本による検閲をもなすこと

一、二に就ては既に述べた。三の映畫脚本は從來検閲されなかつたので、所謂筋が悪いといふ理由で出来上つたフィルム全部を廢棄せしめられる場合も出て來るのである。かゝる不測な禍害を避けるためにも、先づ映畫脚本の検閲を當局に要求しなければならぬが、その検閲は我等の一般的要求に基いて設置されねばならないこと勿論である。

四 無茶苦茶な美術品の撤回

現行検閲制度によつて不當にも抑壓されてゐるのは、出版物、演劇、映畫ばかりではない。

秋美術シーズンが始まると先づ吾々の注意を蒐めずにはおかないものは作品の撤回問題である。

美術品の展覽の自由も亦、不斷に蹂躪されてゐるのである。

一體美術品は如何なる法規に従つて検閲されるのであらうか？

之れなくしては、如何に法規を改正しやうとも、検閲官の獨斷的な認定によつて不當な處分を受くることとなる。

民間代表は民衆よりの選出により、検閲機關の中に過半数を占めなければならない

一、不當處分に對する行政訴訟の道を拓くこと。

現在の如く、不當處分に對して民衆が何等對抗し得ざるが如きは、明に反立憲的である。民衆の當然の權利として、不當處分に對する行政訴訟の道が拓かれなければならない。

一、審議機關を設置すること。

不當處分に對して行政訴訟が提起された場合、その當不當を審議する爲に、過半数の民間代表を含む審議機關が設置されなければならない。

一、出版物演劇映畫美術品に關し検閲法規によらざる處分をなさざること。

検閲制度改正期成同盟の成立とその後の發展

國內的には無産階級の擡頭、潜伏的金融恐慌の進行、國外的には支那國民××運動の進出に當面し、吾國の政局を××的に統一すべく××主義の權化として登場した現田中内閣は、その成立の當初より、吾々民衆の政治的自由を剝奪し、吾々の出場し上演上映、展覽の自由は現行検閲制度を通じて不斷に蹂躪されて來た。元より不當檢閱は今日に初つたものではないとは云へ、現内閣の下に於けるの如きは未だ曾て見なかつた所である。

だが暴壓のかゝる恐烈化する道は同時に民衆の反抗の高り行く道であつた。最も抑壓されてゐた無産階級は先づ立ち上つた。

勞働農民黨が率先して検閲に對する徹底的闘争を宣告した。勞働農民黨は直接間接に對する不平不満が投げつけられた。

著作家、文藝家、劇場人、映畫關係者、美術家、出版關係者、雜誌社、新聞社、無産者團體等各種各階級層の不平不満が統一された。之が一九二七年七月十二日の検閲制度改正期成同盟創立大會であつた。

同盟は最初より大衆的闘争形態を探ることを決定した。

幹事會、常任幹事會、調査委員會が任命された。

總會直後の幹事會は直ちに運動の第一歩を開始した。

七、八月に於ては、先づ悪検閲制度に對する一般民衆の注意を喚起し、運動の主體たる同盟の宣傳と、現行検閲制度の更らに正確なる調査をなすべきことを決議し、その具體的執行を常任幹事會に移した。

常任幹事會は、調査委員會を召集して、調査方針を決定し、着々調査を進行させると共に、組織の擴大と宣傳に努めて來た。

闘争の火蓋は「プロレタリア劇場」の北海道に於ける上演禁止によつて切られた。常任幹事會は、この生々しい問題を契機にして、現行検閲制度の××性を全民衆の眼の前に曝露すべく、日本プロレタリア藝術聯盟、労働農民黨と協力して全國的抗議運動を展開して、充分その成果を納め、北海道には同盟の支部の設立すら見るに至つた。

八月の下旬に於ては「改造」九月號の中里介山氏「夢殿」の削除に斷乎として抗議し、削除理由の公表を要求した。

九月初旬美術シーズンが開始されるや、直ちに二科展、構造私展に延ばされた撤回の魔の手と戦ひ、美術家の間に自由の要求を高めることに努力して來た、日本美術院二科會、構造社を同盟に迎へ得たのはこの戦ひに於いてであつた。

更に、勞農藝術家聯盟所屬、前衛座の大阪、京都に於ける暴壓問題、「文藝戦線」臨時増刊號の發賣禁止に對しても、直ちに其の不當處分と戦ひ、同地方に於ける藝術諸團體の積極的なる支持参加を得、遂ひに大阪、京都に於いて、同盟支部の設置を見るに至つた。

一方、調査委員會の仕事も進捗した。九月初旬、調査委員會と常任幹事會との共同委員會によつて、調査の結果を統一し、それを第二回、第三回の幹事會によつて慎重に審議した結果、別項の如き改正要求を決定し得るに至つた。

かくて、十月二十四日、同盟は第二回總會を築地小劇場に於て開き、曾て一應の見通しの下に決定せられた運動方針を再審議し、規約、組織等をそれと修正して、茲にいよいよ活動の主體的基礎を確立したのである。

總會修了後直ちに記念講演會に入り、築地署の干渉に抗しつゝ、各團體を代表する辯士が、自由獲得のために叫んだ。

此の記念講演會を魁として、同盟は二十四日から三十日までを「宣傳週間」とし、その期間中に各種懇談會、ピラその他に依る大衆的宣傳を計畫した。併し、準備の都合のために、各種懇談會の期日は可なり遅れた。

十一月二日、常任幹事會は第二回總會の緊急動議に基き、同盟創立以來の不當處分を一括し、總會の名に於て改めて抗議すべく、各團體の代表と共に内務省を訪れ、山

岡警保局長に面接した。局長も、眞に全民衆の意志を代表する我が同盟の權威ある抗議に無關心である事が出来ず、或ひは、前年度の検閲統計を示し、或ひは、前内閣時代の處分方針を引例して、言を盡して自己の立場を辯解する事に努め、且つ、次の事項を約束した。

一、出版物に對しては——禁止處分が緊急を要するので處分前に民間代表と協議することは出来ない。その代り、處分後に於て、官民合同の處分批判會を催して、爾後の處分方針の参考に供すること。

二、演劇に關しては——脚本検閲を全国的に統一することは、地方の特殊事情のために實現出来ないから、その代り、詳細具體的な標準を各地方廳に指令し、從來の如き甚だしい不統一を緩和すること。

三、猶ほ、禁止、撤回の標準を詳細に調査し、出版業者、藝術家、記者、演劇映畫關係者等の懇談會を開いて之を明示すること。

の三項目を擧げて、遅くも之を今年内（昭和二年）に實現する誠意もあり、財政的準備もあると言明した。抗議員は局長の意を諒として退席した。

各種懇談會は、十一月四日、東京ステーション精養軒に於ける新聞記者懇談會を最初とし、文藝家懇談會は十二月十八日、美術家懇談會は十二月二十三日、共に本郷・燕樂軒に於て催された。出席者は、文藝、美術、記者、思想家の各團體代表を網羅し、

缺席者からの熱烈な激勵、聲援を浴びつゝ、各様の立場から、各様の經驗を通じて、現行検閲制度の不當を鳴らし、改めて我が同盟の運動を積極的に支持する旨を決議した。

この間に於ても、××の魔手は出版、演劇、美術等へ延べられた。殊に、十一月、ロシア革命を記念するための多くの出版物や、日本プロレタリア藝術聯盟が全国的に催したプロレタリア藝術祭の諸種の催し等は慘酷な壓迫を蒙つた。我が同盟は、十二月二十六日、各藝術團體の代表と共に抗議書を提げて内務省へ赴き、併せて、さきに我等の代表の前に警保局長が誓約した事項が些かも具體化されてゐない事に對して嚴重に抗議した。

我等は既に、當局の「誠意」を信頼する事は出来ない。局長や課長の口約束が何の手頼りにもならない事を知つた。我等は大衆の力に依り、合法的な手段に依つて、眞向から戦つて行くより外に道のないことを痛感した。茲に於て、第五十四議會への、眞全國的、大衆的請願運動が計畫され、「我等の改正要求」を掲げた數萬の請願署名用紙が全國へばら撒かれた。

我が同盟は、今議會の休會明け（一月二十一日）を中心として、請願運動に最後の拍車を加へる可く、一月十八日より廿四日迄を「現行検閲制度反對週間」として戦ひつゝある。

317
146

- 1 東京に於ける催し
 1 一月十八日より一月廿四日まで
 現行制度反對週間プログラム
- 2 検閲制度批判講演會
 (一月十八日「水」夕六時、芝、協調會館に於て)
 辯士 代議士、名士、藝術家、思想家等十數名
 請願署名テ(一月二十一日「土」二十二日「日」)
 演劇・映畫・美術展覽會
 (一月二十二日「日」から二十四日「火」まで)
- 3 會場、朝日新聞社樓上ギヤラリ
 出品、模型舞臺、舞臺寫眞、上演不許可臺本、不
 許可フィルム、ムステイル、油繪、水彩、版
 畫、漫畫、ホスマア、發禁圖書、雜誌、徳
 川、明治、大正時代筆禍資料等
- 4 現行検閲制度反對大演說會(一月廿四日「火」夕六時)
 會場、本郷、帝大佛敎青年會館
 辯士、各藝術團體、思想團體、記者、出版業、演
 劇映畫關係者代表
- 5 記念出版 (一月十八日發賣)
 『吾々は如何なる検閲制度の下に晒らされてゐるか?』
- 6 地方講演 (週間より一月末まで)
 辯士、代議士、思想家、藝術家、記者の四名を以つ
 て一班を構成し
 方面、信越地方、東北地方、北海道、近畿、北海道の
 五班
 會への請願 (第一回——一月二十五日)

昭和三年一月十五日印刷
 昭和三年一月十八日發行

定價 二〇錢

東京市芝區琴平町二

編輯兼發行人 久板榮二郎
 東京市神田區三河町一ノ七

印刷人 樋口 弘

印刷所 國友社
 東京市神田區三河町一ノ七

發行所 検閲制度改正期正同盟
 東京市芝區琴平町二
 電話芝 〇二二二一 番

この期間、東京では、『検閲制度批判講演會』『演劇・映畫・美術展覽會』『請願署名デ
 ー』『現行検閲制度反對大演說會』等の催しが行はれ、數種のポスターとビラが全市の
 表も裏もを埋めやうとしてゐる。

猶ほ、從來、我が同盟の運動を積極的に支持し來つた十餘の藝術團體は、『反對週
 間』を強力に戦ひ抜くために、數回に渡る共同委員會を持ち、且つ、我が同盟のプロ
 グラムの外に、各團體の共同主催に依る『詩と音楽と講演の夕』を催すこととなつた。

地方に於ては、各支部が、地方所在の藝術團體、思想團體、無産團體等の協力のも
 とに、それらの條件に應じて同じ趣旨の催しが一齊に準備されつゝある。

この『反對週間』によつて、同盟は組織を擴大すると共に「讀むことの自由」觀ること
 との自由」を奪はれてゐる全民衆の中に更に深く浸透して行くであらう。支部は更ら
 に全国各地に次から次へと組織されて行くであらう。そして到る所に現行検閲制度改
 正の大衆的叫びが上るであらう。

戰闘的なる勞農階級の大衆的勢力は同盟の運動を、從來一切の検閲に對する闘争か
 ら一段と區別づけてゐる。

同盟の前途には、幾多の難路があらう。だが吾々はそれを突破して飽くまで前進す
 るであらう。

現代

日本ブルジョアジーの政治的地位

其他の
諸論文

猪俣津南雄著

「統一戦線へ」の澎湃たる波濤と共に今や歴史的轉期を孕める我が無産階級運動の新情勢を前に、着々として眞にマルキスト的なる指導理論を展開し始めた猪俣津南雄氏は、早くも、有らゆる過程の具體的特殊性を昂揚しつつ嚴密的確なる客觀的情勢の分析究明を遂げ、日本プロレタリアートの戦略戰術の科學的基礎を確立した。まことに劃期的なる氏の諸著作は、茲に本書に收められて諸兄の机上に置かれやうとする。曰く『金融恐慌と無産階級』、曰く『我國資本主義の安定の型、没落の型』、曰く『現代日本ブルジョアジーの政治的地位』……ここに高々と掲げられた赫灼たる階級の炬火、——これこそは先づブルジョアジーへの脅威であつた。驚異であつた。見よ、外字新聞までが争つて譯載しつつあるではないか！

▽四六版百四十五頁・定價五十錢・送料六錢△

東 京 牛 込 神 樂 坂
 南 宋 書 院 發 行
 振 替 東 京 七 五 三 二 八 番

佐野ゲルス著 文夫譯	マ留間・細川ス著 久留間・細川譯	マエルケス著 エンゲルス著	嘉治隆一著 エンゲルス著	松岡二十世著 エンゲルス著	竹内謙二著 エンゲルス著	大原研究所著 マエルケス著	ウエツア著 高野岩三郎譯	益田・高山著 益田・高山譯	ホルハルト編 水谷長三郎譯
フオイエールバツハ論	猶太人問題を論ず	獨佛年誌鈔	ドイツ農民戰爭	英國勞働階級の狀態	剩餘價值學說史	産業民立制論	資本蓄積論	マルクス資本論	マルクス資本論
定價一圓二十錢 送料一圓	定價一圓三十錢 送料一圓	定價一圓三十錢 送料一圓	定價一圓五十錢 送料一圓	定價三圓八十錢 送料三圓	定價三圓八十錢 送料三圓	定價八圓二十錢 送料八圓	定價三圓二十錢 送料三圓	定價一圓二十錢 送料一圓	定價一圓二十錢 送料一圓

東 京 神 樂 坂 同 人 社 發 兌
 振 替 東 京 七 五 三 二 八 番
 電話 三 三 〇 四
 電話 三 三 〇 四

文藝春秋
映畫時代
創作月刊

文藝春秋社

東京市麹町區幸町一丁目一〇番

振替東京一七〇三番

電話二四八七・一六九〇

終